

# とちぎ未来チャレンジファンド活用助成事業

(とちぎ未来チャレンジファンド事業助成金)

1. 創業・新事業展開推進分野
  - ① 地域資源活用スタートアップ事業
  - ② 創業支援事業
  - ③ 経営革新支援事業
  - ④ 商店街・温泉街の活性化助成事業
  - ⑤ 建設業新分野進出助成事業
2. 特定振興産業分野及び食品関連産業分野
  - ① 技術高度化助成事業
  - ② 販路開拓助成事業

## 【平成28年度公募要領】

○応募期間

平成28年4月25日(月)から5月31日(火)午後5時まで(必着)

○応募及びお問い合わせ先(代表)

公益財団法人栃木県産業振興センター

産業振興部 ものづくり産業振興グループ

〒321-3226 宇都宮市ゆいの杜1-5-40(とちぎ産業創造プラザ内)

TEL 028-670-2601 FAX 028-670-2611

E-mail monozukuri@tochigi-iin.or.jp

**※ 応募を検討される方は、お早めにご相談ください。**

この公募要領は、当センターホームページ(<http://www.tochigi-iin.or.jp/index/3/2/>)からダウンロードすることができます。

平成28年4月

公益財団法人栃木県産業振興センター

## 目 次

	頁
1. 目的 -----	1
2. 募集助成事業の内容 -----	1
3. 応募方法 -----	8
4. 採否の決定等 -----	10
5. 助成事業者の義務 -----	10
6. 助成金の支払について -----	11
7. その他 -----	11
参照①助成対象者等の定義 -----	13
参照②助成対象経費の詳細 -----	16
事業計画書 -----	22
様式1 助成事業計画書 -----	23
様式2 助成事業内容説明書 -----	24
この助成事業に関する相談窓口 -----	28

# とちぎ未来チャレンジファンド活用助成事業 平成28年度公募要領

## 1 目的

本助成事業は、とちぎ未来チャレンジファンドの運用益を活用し、県内における中小企業者等の地域資源を活用した新商品等の研究開発、地域密着型ビジネス等による創業、経営革新計画の承認を受けて実施する研究開発等、商店街・温泉街の活性化への取組、建設業の新分野進出等への取組、及び自動車産業・航空宇宙産業・医療機器産業など本県の強みである特定振興産業分野又は食品関連産業分野における研究開発・販路開拓事業に対し、その経費の一部を助成することで、県内中小企業の底上げと県内経済の活性化を図ることを目的とします。

## 2 募集助成事業の内容

(※助成対象者等の定義、助成対象経費の詳細等は13ページ以降を参照)

### 1 創業・新事業展開推進分野 ①地域資源活用スタートアップ事業

#### 【助成対象者】

中小企業者、農事組合法人等、NPO法人、LLP、及びこれらのグループ

#### 【助成対象事業】

「中小企業地域資源活用促進法（平成19年法律第39号）」に基づく「地域産業資源活用事業計画」の認定を受けるための、県内の地域資源を活用した新商品・新役務の実用化に向けた研究開発事業、及びそれに準ずる事業（NPO法人、LLPに限る。）、又は地域資源活用スタートアップ事業の助成を受けて開発した商品の販路開拓事業に要する経費への助成。

#### 【助成対象経費】 ※詳細は16ページを参照

謝金、旅費、研究開発事業費、販路開拓事業費、庁費、委託費、その他の経費（助成対象者役職員の人件費を除く。） ※消費税及び地方消費税は助成対象外。

#### 【助成期間、助成限度額、助成率】

1年、200万円以内、2/3以内。

#### 【採択基準】

- (1) 「地域産業資源の新たな活用の視点の提示」、「需要開拓の可能性」を考慮した研究開発内容となっていること。
- (2) 計画的でありかつ実現性が高いこと。
- (3) 実施主体における助成事業の実施体制及び管理体制が十分であること。

※「地域資源」は、現在栃木県が「中小企業地域資源活用促進法」に基づき指定しているものに限らず、今後、「地域資源」として指定される可能性のあるものも該当します。（栃木県ホームページからダウンロードできます。URL：<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f01/work/shoukougyou/sesaku/h26chiikishigen.html>）

※本事業は、成果が技術の実用化（試作品製作段階）に留まるものではなく、実際に事業化（市販化）するところまでを十分に視野に入れた研究開発事業であることが必要です。

## 1 創業・新事業展開推進分野 ②創業支援事業

### 【助成対象者】

中小企業者、企業組合、NPO法人、LLPとして創業を行う者

### 【助成対象事業】

下記「助成対象となる創業要件」のいずれかに該当する創業で、県内に新たに事務所を設置して創業する者の創業時に要する事務所改装費、運営費、広告宣伝費への助成。

#### ※助成対象となる創業要件

- 商工団体等の公的支援機関の創業支援事業（創業塾、創業サポートアカデミー等）を修了した者による創業
- 地域密着型ビジネス（コミュニティビジネス）による創業
- 商店街振興組合（これに準ずる任意団体を含む。）が当該商店街の空き店舗対策のために誘致した者による創業（商店街振興組合等の推薦が必要。）
- 県内の公設BI（ビジネス・インキュベーション）施設を退室後、1年以内の者

### 【助成対象経費】※詳細は17ページを参照

改装費（事務所・店舗の改造・改装に係る工事費）、運営費（賃借料等）、広告宣伝費 ※消費税及び地方消費税は助成対象外。

### 【助成期間、助成限度額、助成率】

1年、150万円以内、2/3以内。

### 【採択基準】

- (1) 助成期間終了後も、事業存続が見込まれる事業内容であること。
- (2) 計画的でありかつ実現性が高いこと。
- (3) 実施主体における助成事業の実施体制及び管理体制が十分であること。

※「創業支援事業」とは、創業塾（日本商工会議所等主催）や創業サポートアカデミー（(公財)栃木県産業振興センター主催）などの事業を指します。創業に必要な知識等の習得が成される内容のものであることをカリキュラム等で確認させていただく場合があります。単なる講演会等は該当しません。

※「地域密着型ビジネス（コミュニティビジネス）」とは、地域住民が主体となって、保健福祉、教育、環境等の地域課題の解決を目指すビジネスのことです。ボランティア活動とは違い、事業継続のために必要な最低限の利益確保を目指していくことが必要です。

※「空き店舗対策」のための創業の場合、その商店街の活性化にとって必要な店舗であることを確認するため、当該商店街振興組合（これに準ずる団体を含む。）の推薦を受けていただく必要があります。

※創業後5年以内であるか、または助成期間内（交付決定日から1年以内）に創業する（個人の創業は税務署への開業届の提出、法人の創業は法人登記）ことが必要です。

※県内に新たに事務所を設置することが必要です。

※風俗営業法（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当しない事業に限ります。

※公設BI（ビジネス・インキュベーション）施設とは、宇都宮ベンチャーズ、A-BOX、MOP21、ベンチャープラザ那須烏山、ビジネスプラザ小山駅前、とちぎ産業交流センターが該当します。

**【助成対象者】**

中小企業新事業活動促進法第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第4項に規定する組合等であって、栃木県知事から経営革新計画の承認を受けた者

**【助成対象事業】**

中小企業者等による、中小企業新事業活動促進法第9条第1項に基づき栃木県知事から承認を受けた経営革新計画の実施に要する経費への助成。ただし、助成事業の計画期間が経営革新計画の期間内であること。((1)、(2)、(3)を組合せても可。)

(1) 新商品・新役務研究開発事業

①新商品・新役務の研究開発に要する経費

(2) 販路開拓事業

①展示会の出展に要する経費

②販路開拓調査に要する経費

③販路開拓指導の受入に要する経費

(3) 人材養成事業

①技術指導の受入に要する経費

②技術習得、資格取得等の各研修の受講に要する経費

**【助成対象経費】** ※詳細は17ページを参照

謝金、旅費、研究開発事業費、庁費、委託費、その他の経費（助成対象者役職員の人件費を除く。） ※消費税及び地方消費税は助成対象外。

**【助成期間、助成限度額、助成率】**

1年、200万円以内、2/3以内。

**【採択基準】**

- (1) 実施主体が栃木県知事から承認を受けた経営革新計画に基づき実施するものであること。
- (2) 計画的かつ実現性が高いこと。
- (3) 実施主体における助成事業の実施体制及び管理体制が十分であること。

※申請する助成事業は、中小企業新事業活動促進法第9条第1項に基づき栃木県知事から承認を受けた経営革新計画に定められた事業であり、かつ計画期間が経営革新計画の期間内であることが条件です。

※県から承認を受けた経営革新計画に基づく事業であるかの確認のため、ご提出いただいた書類（事業計画書等）を県経営支援課に提示の上、照会させていただきます。

※経営革新計画の策定等に関しては、下記までお問い合わせください。

《経営革新計画に関するお問い合わせ先》

栃木県 経営支援課(商業活性化担当) TEL:028-623-3177

## 1 創業・新事業展開推進分野 ④商店街・温泉街の活性化助成事業

### 【助成対象者】

商店街振興組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工会、商工会議所、商店街振興組合に準ずる任意団体、観光協会

### 【助成対象事業】

商店街・温泉街における新事業の創出や事業者の経営革新を促進する、まちのにぎわい・魅力づくりに要する経費への助成。((1)と(2)を組合せても可。)

(1) にぎわい・魅力づくり研究開発事業 (①単独では不可。)

①研究会・勉強会の開催

②新商品・新役務の開発 (パイロット事業を含む。)

(2) にぎわい・魅力づくり空き店舗活用事業

①空き店舗の改装、運営

### 【助成対象経費】 ※詳細は18ページを参照

謝金、旅費、研究開発事業費、庁費、委託費、その他の経費 (助成対象者役職員の人件費を除く。)、改装費、運営費 ※消費税及び地方消費税は助成対象外。

### 【助成期間、助成限度額、助成率】

1年、180万円以内、9/10以内。

### 【採択基準】

- (1) 事業の実施により集客力の増加が見込まれる等、商店街・温泉街の活性化の効果が高いこと。(「活性化」とは、定量的指標(歩行者通行量、販売額、集客数等)や定性的指標(顧客満足度、ブランド認知度等)が向上することを指します。)
- (2) 事業の内容が、革新的かつ戦略的なものであること。
- (3) 事業の実施により、商店街・温泉街において、新事業の創出や事業者の経営革新を促進する効果が見込まれること。
- (4) 計画的でありかつ実現性が高いこと。
- (5) 実施主体における助成事業の実施体制及び管理体制が十分であること。

※事業イメージは下記のとおりです。

#### ○研究会・勉強会

\*顧客ターゲット(例:高齢者・若者、団体客・個人客など)を明確にした戦略的取組のためのマーケット調査及びその分析

#### ○新商品・新役務の開発

\*独自ブランド(例:マスコットキャラクター、ロゴマークなど)の構築と関連販売促進商品の開発、販売促進定期市の開催

\*オリジナルツアー(例:観光資源と結びついた商店街回遊、温泉街における泊食分離型ツアーなど)の開発

#### ○空き店舗活用事業

\*チャレンジショップ事業、アンテナショップ事業

## 1 創業・新事業展開推進分野 ⑤建設業新分野進出助成事業

### 【助成対象者】

建設業者（中小企業に限る。）、又はこれを構成員を含むグループ

### 【助成対象事業】

建設業者による農業や福祉事業等の他分野への新規進出、新商品・新工法の開発等に要する経費への助成。（(1)、(2)、(3)を組合せても可。）

- (1) 新商品・新技術・新役務研究開発事業
- (2) 販路開拓事業（新分野進出等に係るものに限る。）
  - ①展示会への出展
  - ②販路開拓調査
  - ③販路開拓指導の受入
- (3) 人材養成事業（新分野進出等に係るものに限る。）
  - ①技術指導の受入に要する経費
  - ②技術習得、資格取得等の各研修の受講

### 【助成対象経費】※詳細は19ページを参照

謝金、旅費、研究開発事業費、庁費、委託費、その他の経費（助成対象者役職員の人件費を除く。） ※消費税及び地方消費税は助成対象外。

### 【助成期間、助成限度額、助成率】

1年、200万円以内、2/3以内。

### 【採択基準】

- (1) 実施主体の経営革新につながるものであること。
- (2) 計画的でありかつ実現性が高いこと。
- (3) 実施主体における助成事業の実施体制及び管理体制が十分であること。

※助成にあたっては、中小企業新事業活動促進法（平成17年法律第30号）に基づく「経営革新計画」の承認取得を必要条件とはしておりませんが、経常利益等の経営指標の向上を目標とした事業計画を立てていただく必要があります。

※グループでの応募は、建設業者が複数集まって新分野進出等を目指す場合のほか、建設業者が新分野進出等をする際に別法人を設立する必要がある場合も含まれます。（例：農業経営を行うにあたり農地を取得するため農業生産法人を設立する、特別養護老人ホームを整備・運営するため社会福祉法人を設立する、など）



## 2 特定振興産業分野及び食品関連産業分野 ①技術高度化助成事業

### 【助成対象者】

特定産業振興協議会又はフードバレーとちぎ推進協議会の会員である中小企業者、及びそのグループ

### 【助成対象事業】

中小企業者等が行う特定振興産業又は食品関連産業に係る技術の高度化、又は新技術・新製品の開発事業に要する経費への助成。

### 【助成対象経費】※詳細は20ページを参照

謝金、旅費、研究開発経費、庁費、委託費、その他の経費（助成対象者役職員の人件費を除く。） ※消費税及び地方消費税は助成対象外。

### 【助成期間、助成限度額、助成率】

1年（最大2年）、500万円以内、2/3以内。

### 【採択基準】

- (1) 実施主体の技術力の向上に資するものであり、経営革新につながるものであること。
- (2) 計画的でありかつ実現性が高いこと。
- (3) 実施主体における助成事業の実施体制及び管理体制が十分であること。

※「特定振興産業」とは、「とちぎ産業振興プログラム」（平成19年8月栃木県作成、平成20年12月改訂）において特に振興を図るべきとして選定された産業分野のことであり、自動車産業、航空宇宙産業、医療機器産業、光産業、環境産業が該当します。

※「特定産業振興協議会」とは、特定振興産業に係る産学官のネットワーク組織のことで、以下の5つが該当します。

- とちぎ自動車産業振興協議会
- とちぎ航空宇宙産業振興協議会
- とちぎ医療機器産業振興協議会
- とちぎ光産業振興協議会
- とちぎ環境産業振興協議会

※「フードバレーとちぎ推進協議会」とは、食品関連産業に係る産学官のネットワーク組織のことです。

なお、各協議会とも入会を希望する場合は、入会申込書を下記に提出する必要があります。

- 自動車、航空宇宙、医療機器、光、環境の各産業振興協議会  
栃木県工業振興課 ものづくり企業支援室（TEL028-623-3249）
- フードバレーとちぎ推進協議会  
栃木県産業政策課 産業戦略推進室（TEL028-623-3203）

※最大2年まで応募することができますが、採択決定は1年毎に行いますので、2年目も応募を行い、審査を受ける必要があります。（1年目の決定は2年目の助成を保証するものではありません。）



## 2 特定振興産業分野及び食品関連産業分野 ②販路開拓助成事業

### 【助成対象者】

特定産業振興協議会又はフードバレーとちぎ推進協議会の会員である中小企業者、及びそのグループ

### 【助成対象事業】

中小企業者等が販路開拓のために行う特定振興産業又は食品関連産業に係る展示会への出展及び品質マネジメントシステム認証取得に要する経費への助成。

### 【助成対象経費】 ※詳細は21ページを参照

謝金、旅費、販路開拓事業費、庁費、委託費、その他の経費（助成対象者役職員の人件費を除く。） ※消費税及び地方消費税は助成対象外。

### 【助成期間、助成限度額、助成率】

1年、150万円以内、2/3以内。

### 【採択基準】

- (1) 販路開拓に向けた位置づけ等が明確になっていること。
- (2) 計画的でありかつ実現性が高いこと。
- (3) 実施主体における助成事業の実施体制及び管理体制が十分であること。

※「特定振興産業」とは、「とちぎ産業振興プログラム」（平成19年8月栃木県作成、平成20年12月改訂）において特に振興を図るべきとして選定された産業分野のことであり、自動車産業、航空宇宙産業、医療機器産業、光産業、環境産業が該当します。

※「特定産業振興協議会」とは、特定振興産業に係る産学官のネットワーク組織のことで、以下の5つが該当します。

- とちぎ自動車産業振興協議会
- とちぎ航空宇宙産業振興協議会
- とちぎ医療機器産業振興協議会
- とちぎ光産業振興協議会
- とちぎ環境産業振興協議会

※「フードバレーとちぎ推進協議会」とは、食品関連産業に係る産学官のネットワーク組織のことです。

なお、各協議会とも入会を希望する場合は、入会申込書を下記に提出する必要があります。

- 自動車、航空宇宙、医療機器、光、環境の各産業振興協議会  
栃木県工業振興課 ものづくり企業支援室（TEL028-623-3249）
- フードバレーとちぎ推進協議会  
栃木県産業政策課 産業戦略推進室（TEL028-623-3203）

※助成対象となる展示会は、特定産業振興分野又は食品関連産業分野における販路開拓に資するものとし、1社につき年1回出展分の助成とします。

※過去に助成を受けたものと同一展示会での申請は不可とします。

※販路開拓につなげていくことを明確にして、特定振興産業又は食品関連産業に係る高度な品質マネジメントシステムの認証取得に要する経費について助成を受けることができます。対象となるマネジメントシステム、対象経費、助成額等については、直接ご相談ください。（ISO9000、ISO14000等の汎用的なものは対象外です。）

### 3 応募方法

(1) 応募及びお問い合わせ先（代表）

公益財団法人栃木県産業振興センター 産業振興部 ものづくり産業振興グループ  
 〒321-3226 宇都宮市ゆいの杜 1-5-40（とちぎ産業創造プラザ内）  
 TEL 028-670-2601 FAX 028-670-2611 E-mail monozukuri@tochigi-iin.or.jp

(2) 応募期間

平成 28 年 4 月 25 日(月)～平成 28 年 5 月 31 日(火)午後 5 時まで（必着）

(3) 応募方法

上記に持参するか、郵送してください。

なお、持参の場合の受付時間帯は、土日、祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時までとします。（事前に電話連絡をお願いします。）

(4) **提出部数 2 部**（正本 1 部、副本 1 部（副本に添付する証明書類はコピーで可））

※副本 1 部は事業者控えとしてお返しします。

(5) 提出書類

①	事業計画書
②	<p>応募者を確認できる書類          (ア) 法人、LLP・・・定款又は契約書の写し、及び登記簿謄本          (創業予定の場合 { 個人→応募者の住民票又は運転免許証の写し          法人→応募者の定款の写し及び登記簿謄本          また、創業後は、速やかに定款又は契約書の写し及び登記簿謄本を提出してください。)</p> <p>(イ) 個人・・・税務署への開業届の写し          (創業予定の場合は、住民票又は運転免許証の写しを提出してください。また、創業後は、速やかに開業届の写しを提出ください。)</p> <p>(ウ) グループ・・・グループの規約、組織図、及び各構成員の確認書類（上記(ア)、(イ)を適用)</p>
③	直近 2 期分の決算報告書の写し（創業予定又は創業後 1 年以内の場合は、今期の予算書及び決算見込を提出してください。）
④	会社・事業案内のパンフレット等
⑤	経費内訳の根拠となる資料（見積書、価格表等）
⑥	事業計画の説明に参考となる資料がある場合は添付してください。※任意

⑦ その他事業別の提出書類等は次表のとおりです。

事業区分	提出書類等	備考	
1 創業・新事業展開推進分野	①地域資源活用スタートアップ事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する地域資源が県の基本構想で指定されていない場合は、その地域資源が相当程度認識されていることを示す資料（新聞の記事等）</li> <li>・機械装置等の購入がある場合はカタログ等、その仕様が確認できる資料</li> </ul>	
	②創業支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改装費がある場合は、改装前の状態が確認できる写真</li> <li>・事務所・店舗の賃借料がある場合は、賃貸借契約書の写し等、その金額を確認できるもの</li> <li>・空き店舗対策のために入居する場合は、商店街振興組合等の推薦書</li> <li>・公的支援機関の創業支援事業（創業塾等）を修了した場合は、修了を証する書類（修了証等）</li> </ul>	
	③経営革新支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業新事業活動促進法第9条第1項に基づき栃木県知事から承認を受けた経営革新計画書（一式）の写し</li> </ul>	
	④商店街・温泉街の活性化助成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改装費がある場合は、改装前の状態が確認できる写真</li> <li>・店舗の賃借料がある場合は、賃貸借契約書の写し等、その金額を確認できるもの</li> </ul>	
	⑤建設業新分野進出助成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械装置等の購入がある場合はカタログ等、その仕様が確認できる資料</li> </ul>	
2 特定振興産業分野及び食品関連産業分野	①技術高度化助成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械装置等の購入がある場合はカタログ等、その仕様が確認できる資料</li> </ul>	
	②販路開拓助成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展示会の募集要綱など展示会内容が確認できる資料</li> </ul>	募集要綱等が発表されていない場合は前年度のもの

#### 4 採否の決定等

応募内容については、必要に応じて、ヒアリング、現地調査等を実施し、また、追加資料の提出等を求めることがあります。

審査は、外部有識者等により構成されるとちぎ未来チャレンジファンド審査委員会での評価を踏まえ、（公財）栃木県産業振興センター（以下、振興センター）にて厳正に審査し、事業計画の採否を決定します。（審査委員会にて、事業計画のプレゼンテーションをしていただきます。）

審査結果（事業計画の採否）は文書で通知します。

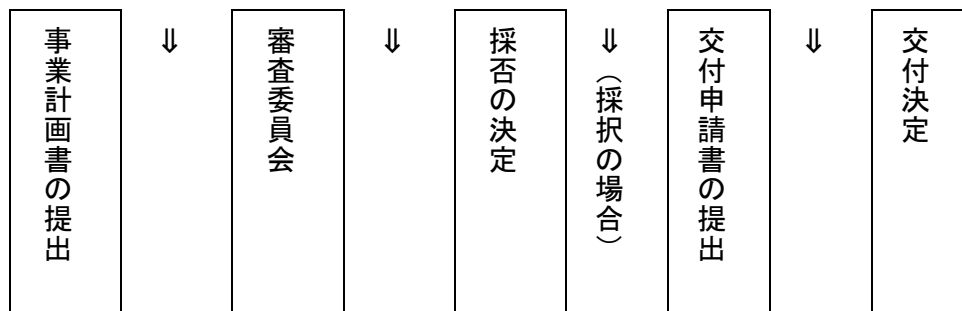
採択となった場合は、助成金交付申請書を提出していただき、交付決定を受けてから事業を開始していただきます。

**※注：助成対象経費は交付決定日（8月上旬頃）以降に行った活動に係る経費のみです。**

なお、審査委員会の開催及び採否の決定は、7月上旬頃となる見込です。

また、交付決定した事業については、事業者名、事業テーマ、事業概要などを公表させていただきます。

#### ※交付決定までの流れ



#### 5 助成事業者の義務

助成事業者は、助成事業の実施中及び終了後において、次の事項を遵守する必要があります（詳細は交付要領参照）。

- (1) 交付決定後に、事業内容の変更若しくは事業に要する経費の配分の変更（交付要領第12条各号に規定する軽微な変更を除く。）をする場合、又は事業を中止若しくは廃止する場合は、事前に振興センターの承認を受けてください。

※ただし、助成対象経費の増額について承認を受けた場合であっても、原則として、当初の交付決定額を超えて助成金を受けることはできません。

- (2) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに振興センターに報告してその指示を受けてください。
- (3) 助成事業の遂行状況を、振興センターが別途指示する日までに中間報告してください。
- (4) 実績報告書は、助成事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して30日を経過した日又は助成金交付決定通知書に示された助成事業の期間の終了の日から10日を経過した日のいずれか早い日までに振興センターあて提出してください。
- (5) 助成事業により取得又は効用の増加した財産については、助成事業完了後も善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って効率的運用を図ってください。

また、当該財産を処分する場合は、事前に振興センターの承認を得ることとし、この場合において、当該財産を処分したことによって得られる収入があるときは、その収入の全部又は一部を振興センターに納付していただく場合があります。

- (6) 振興センターは、助成事業の適正を期するため、必要に応じて、助成事業者に事業の実施状況の報告を求め、又は職員が助成事業者の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問する場合があります。
- (7) 助成事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類、帳簿等を整理し、これらの書類等を5年間保存してください。ただし、助成事業により取得又は効用の増加した財産がある場合で、当該財産の処分の制限を受ける期間が5年を超える場合にあっては、処分の制限を受ける期間を保存期間とします。
- (8) 助成事業終了後はその成果の事業化に努め、助成後5年間は毎事業年度終了後20日以内に事業化の状況等について振興センターに報告してください。
- (9) 当ファンド支援事業計画に記載された長期目標の達成状況等、振興センターが行う調査等に協力してください。
- (10) 助成事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権等の産業財産権等を助成事業年度又は助成事業年度の終了後5年以内に出願、若しくは取得した場合又は産業財産権等を譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、振興センターに報告してください。
- (11) その他、交付要領及び交付決定通知書において定める条件等を遵守してください。

## 6 助成金の支払について

この助成金は、原則として、事業完了の確認後に交付すべき額を確定し精算払をします。

## 7 その他

### (1) 振興センターによる支援

振興センターは、助成事業実施中、実施後にかかわらず、経営面及び技術面について支援を行いますので、お気軽にご相談ください。

### (2) 留意事項

- ① 事業内容や助成対象経費の適否等について確認が必要な場合がありますので、応募前に振興センター（お問い合わせ先参照）に相談してください。
- ② 同一の内容の事業で、複数の事業に同時に応募することは認められません。
- ③ 同一の内容の事業で、国や県、又は公益法人等の補助金等（以下、「国庫補助金等」という。）の交付を受けている場合、又は受けることが決定している場合は、この助成事業に応募することはできません。

また、この助成事業以外の国庫補助金等について申請中又は申請予定の場合は、その旨を必ず事業計画書に記載してください。この場合においても、この助成事業に応募した後に国庫補助金等を受けることが決定した場合には、この助成金を受けることはできません。

- ④ 助成期間は、交付決定の日から交付決定時に指定する事業期間の完了の日までとなります。原則として、これ以外の時期に実施した活動に要する経費については、助成対象経費に含めることはできません。

- ⑤ 助成事業で取得することができる原材料、機械装置、産業財産権の実施権等は、研究開発に必要なものに限定します。生産ラインや販売用として取得することはできません。
- ⑥ 他の用途に転用可能な機器類（パソコン等）の購入は助成対象とはなりません。
- ⑦ 助成事業の大部分や研究開発等の中核をなす部分を外注又は委託することは認められません。
- ⑧ 助成金の額は原則として千円単位とします。
- ⑨ 助成事業終了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。

## (参照①) 助成対象者等の定義

※この要領における、助成対象者等の定義は次のとおりです。

### (1) 中小企業者

独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号。以下「中小機構法」という。）第2条第1項第1号から第5号に規定する会社及び個人（15ページ補足参照）のうち、栃木県（以下「県」という。）内に本社又は事業所を有する者（本事業により、県内に本社又は事業所を開設しようとする者を含む。）

※ 以下に該当するもの（みなし大企業）を除く。

- 発行株式の総数又は出資価値の総額の2分の1以上を同一の大企業（注）が所有している中小企業者
- 発行株式の総数又は出資価値の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

（注）大企業とは、中小機構法第2条第1項第1号から第5号に規定する中小企業者以外の者で、事業を営む者をいう。ただし、以下に該当する者を除く。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

### (2) 農事組合法人等

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号。以下「中小企業地域資源活用促進法」という。）第2条第1項第6号から第8号に規定する組合等（15ページ補足参照）のうち、県内に主たる事務所を有する者

### (3) NPO法人

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人のうち、県内に主たる事務所を有する者（本事業により、県内に事務所を開設しようとする者を含む。）

### (4) LLP

有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条に規定する有限責任事業組合であって、組合員に大企業（第1号の（注）に同じ。）を含まない者（県内に主たる事務所を有する者、又は本事業により県内に事務所を開設しようとする者に限る。）

### (5) 企業組合

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1項第4号に規定する企業組合のうち、県内に主たる事務所を有する者（本事業により、県内に事務所を開設しようとする者を含む。）

### (6) 商店街振興組合

商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合のうち、県内に主たる事務所を有する者

### (7) 事業協同組合、事業協同小組合

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1項第1号及び第1号



の2に規定する事業協同組合、事業協同小組合のうち、県内に主たる事務所を有する者

(8) 商工会、商工会議所

商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する、県内の商工会、及び商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する、県内の商工会議所

(9) 商店街振興組合に準ずる任意団体

商店街を形成する小売業、サービス業を営む者が中心となって、当該商店街における共同事業等を実施するために組織された任意団体であって、運営規約、事務処理体制等から判断して、振興センター理事長が本事業の実施主体として適当と認める団体

(10) 観光協会等

観光に関連する宿泊施設、飲食店等を営む者が中心となって、当該地域の観光の振興のために組織された団体であって、運営規約、事務処理体制等から判断して、振興センター理事長が本事業の実施主体として適当と認める団体

(11) 地域資源

中小企業地域資源活用促進法第4条に基づき、県が作成した「地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想」で特定した地域産業資源、並びに今後地域産業資源として特定される可能性のある農林水産物又は鉱工業品、鉱工業品の生産に係る技術、及び文化財、自然の風景地、温泉その他の観光資源

(12) グループ

二以上の中小企業者等で構成されるグループであって、運営規約、事務処理体制等から判断して、振興センター理事長が本事業の実施主体として適当と認めるもの

(13) 創業

個人が新たに事業を開始すること、若しくは新たに法人等を設立・登記し事業を開始すること、または法人等が別の法人等を設立・登記し事業を開始すること

（※法人等…(1)中小企業者、(2)農事組合法人等、(4)LLP、(5)企業組合のこと）

(14) 建設業者

日本標準産業分類表において大分類の建設業に属する事業を営む者

(15) 経営革新計画

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号。以下「中小企業新事業活動促進法」という。）第9条第1項に基づき栃木県知事から承認を受けた経営革新計画（同法第10条の規定による変更の承認を受けたときは、その変更後のもの。）

(16) 事業化

助成金の交付を受けた事業の実施結果に基づく売上の計上

<補足>

独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年十二月十一日法律第四百四十七号）

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数とその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年五月二十六日政令第百八十二号）

（中小企業者の範囲）

第一条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（以下「法」という。）第二条第一項第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

	業種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三	旅館業	五千万円	二百人

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年五月十一日法律第三十九号）

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（一～五 省略）

六 企業組合

七 協業組合

八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行令（平成十九年六月二十七日政令第百九十四号）

（中小企業者の範囲）

第一条（第1項 省略）

2 法第二条第一項第八号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会

二 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人

三 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

四 森林組合及び森林組合連合会

五 商工組合及び商工組合連合会

六 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

七 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの

八 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの

九 鉱工業技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が法第二条第一項第一号から第七号までに規定する中小企業者であるもの

(参考②) 助成対象経費の詳細

1. 創業・新事業展開推進分野 ①地域資源活用スタートアップ事業

【新商品・新役務研究開発事業】

経費区分	内容
謝金	専門家謝金
旅費	専門家旅費、職員旅費
研究開発事業費	原材料費、機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費、他者が所有する産業財産権の導入に要する経費、外注加工費、検査分析費
販路開拓事業費	調査分析費、出展料、会場設営費、広告宣伝費
庁費	会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、消耗品費
委託費	研究開発事業費の一部を委託する経費
その他の経費	上記に掲げるもののほか、振興センター理事長が特に必要と認める経費（助成対象者役職員の人件費を除く。）

注) 1 消費税及び地方消費税は助成対象外とする。

2 外注加工費は、研究開発事業費の一部であり研究開発事業費の概ね2割以下であること。

3 委託費は、研究開発事業費の総額の概ね半額以下であること。

4 機械装置又は工具器具（試作用に限る。）は、原則として借用とする。機械装置への組み込みなど、購入しなければならない場合は購入も対象とする。

5 「検査分析費」とは、依頼試験等検査に係る費用（例：検査1項目〇千円）のことをいう。

6 「調査分析費」とは、「分析資料やデータの購入費用」等のことをいう。

7 「出展料」とは、主催者が定める「出展料」あるいは「小間料」等のことをいう。なお、「出展スペース（場所）を借りるために必要な費用」及び「基礎的なブース設置に要する経費（主催者が定めるものに限る。）」を含む。

8 「会場設営費」とは、主催者が指定する業者が定める「出展に必要な会場工事費、資材に係る費用」及び「出展中に会場で使用する設備（机・椅子等）のレンタル料」のことをいう。ブースデザイン料は含まない。

9 「広告宣伝費」とは、展示会出展に係る「パンフレット及びチラシ作成費」及び「展示パネル作成費用」のことをいう。

10 「調査研究費」とは、「分析資料やデータの購入費用」等のことをいう。

1. 創業・新事業展開推進分野 ②創業支援事業

【創業支援事業】

経費区分	内容
改装費	事務所・店舗の改造・改装に係る工事費
運営費	事務所・店舗の賃借料（敷金、礼金、共益費を除く。） コピー機等事務機器のリース料
広告宣伝費	新聞等掲載、ホームページ・パンフレット作成経費

- 注) 1 消費税及び地方消費税は助成対象外とする。
- 2 改装費・運営費は、県内に新たに設置する事務所・店舗に係る経費のみとする。  
なお、事務所・店舗は、申請者本人又は三親等以内の親族及びこれらの者が営む法人が所有する不動産は対象となりません。
- 3 リース料は、事務機器に限定し、事業に供する機器は含めない。

1. 創業・新事業展開推進分野 ③経営革新支援事業

【新商品・新役務研究開発事業】

経費区分	内容
謝金	専門家謝金
旅費	専門家旅費、職員旅費
研究開発事業費	原材料費、機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費、他者が所有する産業財産権の導入に要する経費、外注加工費、検査分析費
庁費	会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、消耗品費
委託費	研究開発事業費の一部を委託する経費
その他の経費	上記に掲げるもののほか、振興センター理事長が特に必要と認める経費（助成対象者役職員の人件費を除く。）

- 注) 1 消費税及び地方消費税は助成対象外とする。
- 2 外注加工費は、研究開発事業費の一部であり研究開発事業費の概ね2割以下であること。
- 3 委託費は、研究開発事業費の総額の概ね半額以下であること。
- 4 機械装置又は工具器具（試作用に限る。）は、原則として借用とする。機械装置への組み込みなど、購入しなければならない場合は購入も対象とする。
- 5 「検査分析費」とは、依頼試験等検査に係る費用（例：検査1項目〇千円）のことをいう。
- 6 「調査研究費」とは、「分析資料やデータの購入費用」等のことをいう。

【販路開拓事業】

経費区分	内容
謝金	専門家謝金

旅費	専門家旅費、職員旅費
販路開拓事業費	調査分析費、出展料、会場設営費、広告宣伝費
庁費	会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、消耗品費
委託費	販路開拓事業の一部を委託する経費
その他の経費	上記に掲げるもののほか、 興センター理事長が特に必要と認める経費（助成対象者役職員の人件費を除く。）

- 注) 1 消費税及び地方消費税は助成対象外とする。  
2 「調査研究費」とは、「分析資料やデータの購入費用」等のことをいう。

#### 【人材養成事業】

経費区分	内容
謝金	専門家謝金、実習企業謝金
旅費	専門家旅費、職員旅費、研修旅費
庁費	会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、教材費、消耗品費、原稿料、受講料
委託費	人材養成事業の一部を委託する経費
その他の経費	上記に掲げるもののほか、振興センター理事長が特に必要と認める経費（助成対象者役職員の人件費を除く。）

※消費税及び地方消費税は助成対象外。

### 1. 創業・新事業展開推進分野 ④商店街・温泉街の活性化助成事業

#### 【にぎわい・魅力づくり研究開発事業】

経費区分	内容
謝金	専門家謝金
旅費	専門家旅費、職員旅費
研究開発事業費	原材料費、備品費（試作品開発に必要なものに限る。）、外注加工費
庁費	会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、消耗品費
委託費	研究開発事業費の一部を委託する経費
その他の経費	上記に掲げるもののほか、振興センター理事長が特に必要と認める経費（助成対象者役職員の人件費を除く。）

- 注) 1 消費税及び地方消費税は助成対象外とする。  
2 外注加工費は、研究開発事業費の一部であり研究開発事業費の概ね2割以下であること。  
3 委託費は、研究開発事業費の総額の概ね半額以下であること。

**【にぎわい・魅力づくり空き店舗活用事業】**

経費区分	内容
改装費	店舗の改造・改装に係る工事費
運営費	店舗の賃借料（敷金、礼金、共益費を除く。）

注) 1 消費税及び地方消費税は助成対象外とする。

**1. 創業・新事業展開推進分野 ⑤建設業新分野進出助成事業**

**【新商品・新技術・新役務開発事業】**

経費区分	内容
謝金	専門家謝金
旅費	専門家旅費、職員旅費
研究開発事業費	原材料費、機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費、他者が所有する産業財産権の導入に要する経費、外注加工費、検査分析費
庁費	会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、消耗品費
委託費	研究開発事業費の一部を委託する経費
その他の経費	上記に掲げるもののほか、振興センター理事長が特に必要と認める経費（助成対象者役職員の人件費を除く。）

注) 1 消費税及び地方消費税は助成対象外とする。

2 外注加工費は、研究開発事業費の一部であり研究開発事業費の概ね2割以下であること。

3 委託費は、研究開発事業費の総額の概ね半額以下であること。

4 機械装置又は工具器具（試作用に限る。）は、原則として借用とする。機械装置への組み込みなど、購入しなければならない場合は購入も対象とする。

5 「検査分析費」とは、依頼試験等検査に係る費用（例：検査1項目〇千円）のことをいう。

6 「調査研究費」とは、「分析資料やデータの購入費用」等のことをいう。

**【販路開拓事業】**

経費区分	内容
謝金	専門家謝金
旅費	専門家旅費、職員旅費
販路開拓事業費	調査分析費、出展料、会場設営費、広告宣伝費
庁費	会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、消耗品費
委託費	販路開拓事業の一部を委託する経費

注) 1 消費税及び地方消費税は助成対象外とする。

2 「調査研究費」とは、「分析資料やデータの購入費用」等のことをいう。

【人材養成事業】

経費区分	内容
謝金	専門家謝金、実習企業謝金
旅費	専門家旅費、職員旅費、研修旅費
庁費	会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、教材費、消耗品費、原稿料、受講料
委託費	人材養成事業の一部を委託する経費
その他の経費	上記に掲げるもののほか、振興センター理事長が特に必要と認める経費（助成対象者役職員の人件費を除く。）

注) 1 消費税及び地方消費税は助成対象外とする。

2. 特定振興産業分野及び食品関連産業分野 ①技術高度化助成事業

【研究開発事業】

経費区分	内容
謝金	専門家謝金
旅費	専門家旅費
研究開発経費	原材料費、機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費、他者が所有する産業財産権の導入に要する経費、外注加工費、検査分析費
庁費	会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、消耗品費
委託費	研究開発事業費の一部を委託する経費
その他の経費	上記に掲げるもののほか、振興センター理事長が特に必要と認める経費（助成対象者役職員の人件費を除く。）

注) 1 消費税及び地方消費税は助成対象外とする。

- 2 外注加工費は、研究開発事業費の一部であり研究開発事業費の概ね2割以下であること。
- 3 委託費は、研究開発事業費の総額の概ね半額以下であること。
- 4 機械装置又は工具器具（試作用に限る。）は、原則として借用とする。機械装置への組み込みなど、購入しなければならない場合は購入も対象とする。
- 5 「検査分析費」とは、依頼試験等検査に係る費用（例：検査1項目〇千円）のことをいう。
- 6 「調査研究費」とは、「分析資料やデータの購入費用」等のことをいう。



## 2. 特定振興産業分野及び食品関連産業分野 ②販路開拓助成事業

### 【販路開拓事業】

経費区分	内容
謝金	専門家謝金
旅費	専門家旅費、職員旅費
販路開拓事業費	調査分析費、出展料、会場設営費、広告宣伝費、販路開拓につながる品質マネジメントシステム認証取得に要する経費として振興センター理事長が必要と認めるもの（助成対象者役職員の人件費を除く。）
庁費	会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、消耗品費
委託費	販路開拓事業の一部を委託する経費
その他の経費	上記に掲げるもののほか、振興センター理事長が特に必要と認める経費（助成対象者役職員の人件費を除く。）

注) 1 消費税及び地方消費税は助成対象外とする。

2 「調査分析費」とは、「分析資料やデータの購入費用」等のことをいう。

3 「出展料」とは、主催者が定める「出展料」あるいは「小間料」等のことをいう。なお、「出展スペース（場所）を借りるために必要な費用」及び「基礎的なブース設置に要する経費（主催者が定めるものに限る。）」を含む。

4 「会場設営費」とは、主催者が指定する業者が定める「出展に必要な会場工事費、資材に係る費用」及び「出展中に会場で使用する設備（机・椅子等）のレンタル料」のことをいう。ブースデザイン料は含まない。

5 「広告宣伝費」とは、展示会出展に係る「パンフレット及びチラシ作成費」及び「展示パネル作成費用」のことをいう。

6 委託費は、販路開拓事業費の半額以下であること。

7 対象となる品質マネジメントシステムは以下のとおりとする。

○ T S 1 6 9 4 9 等の自動車産業に関連するもの

○ J I S Q 9 1 0 0 等の航空宇宙産業に関連するもの

○ J I S Q 1 3 4 8 5 等の医療機器産業に関連するもの

○ I S O 2 2 0 0 0 等の食品関連産業に関連するもの

8 助成期間内に認証取得すること。（取得できない場合は原則助成しない）

9 助成対象経費は、申請料、事前調整料、審査料（書類（文書）審査、予備審査、本審査）、初回登録料（登録証発行料、登録維持料（初年度分））とする。

10 助成対象となるのは、交付決定日以降に活動・支払を実施した経費とする。

番 号  
年 月 日

(公財) 栃木県産業振興センター理事長 様

所在地

名称

代表者名

印

平成28年度とちぎ未来チャレンジファンド活用助成事業 事業計画書

平成28年度とちぎ未来チャレンジファンド活用助成事業の事業計画を提出します。

記

1 助成事業の区分

1-① 地域資源活用スタートアップ事業

1-② 創業支援事業

1-③ 経営革新支援事業

1-④ 商店街・温泉街の活性化助成事業

1-⑤ 建設業新分野進出助成事業

2-① 技術高度化助成事業

2-② 販路開拓助成事業

2 助成事業の名称 ※事業内容を表現するような適切な名称を記載すること。

3 助成事業計画の内容

様式1 助成事業計画書

様式2 助成事業内容説明書

様式1 (※ 事業が2年に及ぶ(2-①のみ可)場合は、各年毎の計画書を提出すること。)

助 成 事 業 計 画 書

事業区分	1-① 地域資源活用スタートアップ事業 1-② 創業支援事業 1-③ 経営革新支援事業 1-④ 商店街・温泉街の活性化助成事業 1-⑤ 建設業新分野進出助成事業 2-① 技術高度化助成事業 2-② 販路開拓助成事業 ※ 該当区分を選択すること。					
事業名称	※ 事業内容を表現するような適切な名称を記載すること。					
申請者	※ グループでの申請の場合、代表者について記載すること。 名称 所在地 代表者名 担当者及び連絡先 (電話番号 Fax番号 ) (Eメール )					
	業 種		資本金額	円	従業員数	人
共同事業実施者	※ 2以上ある場合は欄を追加すること。グループでの申請の場合、代表者を除く構成員すべてについて記載すること。単独申請の場合であっても、共同で事業を実施する者がいる場合は記載すること。 名称 所在地 代表者名 担当者及び連絡先 (電話番号 Fax番号 ) (Eメール )					
事業実施場所	※ 2か所以上に分かれるときは、いずれも記載し、主たる実施場所を明らかにすること。					
事業の目的	※ 事業を行う理由及び目的を簡潔かつ明瞭に記載すること。					
事業の概要	※ 事業の内容、規模について、簡潔かつ明瞭に記載すること。					
成果の事業化	※ (実施結果に基づく売上の計上)の見込について、具体的数字を挙げて記載すること。					
事業期間	平成28年8月1日 ～ 年 月 日 ※事業開始は交付決定日以降になります。交付決定(予定)は8月上旬ですので、事業開始日は便宜上8月1日としてください。その場合、事業終了は平成29年7月31日が最長です。					
事業経費	総額 円 [助成金充当予定額 円]					

様式2 (※ 事業が2年に及ぶ場合であっても、当該年分だけ提出すること。また、枚数に制限はありません。)

## 助成事業内容説明書

### 1 申請者の概要 (※ グループでの申請の場合は、枝番を用い、構成員すべてについて記載のこと)

(1) 名称

(2) 所在地

(3) 業種

(4) 資本金 円

※ 申請時点又は直近の決算期の払込みの資本金又は出資金額を記載すること。また主な株主又は出資者とその割合も併せて記載すること。

(5) 従業員数 人 (平成 年 月現在)

(6) 事業の内容

※ 営んでいる主な事業及び主たる生産品目名、年間生産額等を記載すること。

(7) 沿革

※ 会社又は団体の沿革を記載すること。(パンフレットの添付で代替可。)

※ 2-①、2-②においては、加入する協議会(自動車・航空宇宙・医療機器・光・環境・フードバレー)を記載すること。

### 2 事業実施体制

(1) 担当者及び役割分担等

※ 担当者の所属、氏名、連絡先及び略歴(複数の場合は全て)を記載し、役割分担を明記すること。

※ 役割分担には、実際に事業を実施する者、経理担当者、事業を管理する者を含むこと。なお、兼務であっても構わないが、理由を明示すること。

※ 共同事業実施者がいる場合は、その担当者についても記載すること。

(2) 指導者又は協力者等

※ 他からの指導者又は協力者(事業を遂行するに当たり、他からの指導や協力を受ける場合は、その指導者・協力者の所属、氏名、職名並びに指導又は協力を受ける事項、方法、時期及び金額等)を記載すること。

### 3 事業の目的

※ 事業を行うにあたっての経緯・理由及び目的について、事業に係る市場ニーズ、市場規模・動向及び他との差異など、数字等をあげて具体的に記載すること。

※ 事業区分ごとの留意点

1-①は、「地域産業資源の新たな活用の視点の提示」、「需要開拓の可能性」について記載し、中小企業者、農事組合法人等にあっては「地域産業資源活用事業計画」の認定へ向けた当該事業の位置づけを明確にすること。販路開拓事業については、当該事業の位置づけ、目的について記載すること。

1-②は、「地域密着型ビジネス」で創業する理由及び目的、又は「創業支援事業」を修了して創業する理由及び目的、又は「空き店舗対策」で創業する理由及び目的について記載すること。

1-③は、経営革新計画における当該事業の位置づけ、目的について記載すること。

1-④は、当該商店街・温泉街の現状、活性化対策のなかにおける当該事業の位置づけ、目的について記載すること。

1-⑤は、新分野進出等を行う理由及び目的について記載すること。

2-①は、特定振興産業分野又は食品関連産業分野における当該事業の位置づけ、他との差異、目的について記載すること。

2-②は、申請者の販路開拓における、当該事業の位置づけ、目的について記載すること。

#### 4 事業内容の説明

※ 事業の内容・実施スケジュールについて具体的に記載すること。スケジュールについては、表を用いること。

※ 留意点

[研究開発関連：1-①、1-③、1-⑤の研究開発事業、2-①]

- 今回の研究開発の基礎となる、申請者の特許・研究成果及び実績等について記載すること。
- 研究開発に使用しようとする設備及び材料等を明らかにするとともに、実施方法、成果目標、具体的な課題など、開発の内容が明確にわかるように詳細に記載すること。また、事業の規模、試作品の製作数量、その規模又は数量を選んだ理由、項目毎の実施時期等について記載すること。さらに、外部からの有償の技術指導等がある場合は、その内容を記載すること。
- 新製品等の設計を行う場合には、仕様書、図面（三面図、見取図）を添付すること。
- この開発と類似する内外の技術との相違点あるいは関連する内外特許等の存在状況を記載すること。
- 1-①は、使用する地域資源について明示すること。
- 1-③は、経営革新計画の遂行・達成にどのように寄与するのかについても記載すること。
- 1-⑤は、研究開発内容が新分野進出等に係るものであることを明示すること。
- 2-①は、研究開発内容が特定振興産業分野又は食品関連産業分野に係るものであることを明示すること。

[1-②]

- 事務所・店舗の改装がある場合、改装前の写真を添付し、工事費用、仕様等について記載すること。
- 運営費（賃借料、リース料）がある場合、契約書の写し等、金額が確認できるものを添付すること。
- 利益確保に向けた販売戦略・スケジュール等について具体的に記載すること。
- 経営継続に向けた知識・技術の習得方法等について具体的に記載すること。

[1-③の販路開拓事業、人材養成事業]

- 展示会の内容、販路開拓調査方法、販路開拓指導・技術指導受入方法、各研修の内容等について詳細を記載すること。
- 経営革新計画との整合性に留意すること。

[1-④]

- 事務所・店舗の改装がある場合、改装前の写真を添付し、工事費用、仕様等について記載すること。
- 運営費（賃借料）がある場合、契約書の写し等、金額が確認できるものを添付すること。
- 事業内容が革新的であり、かつ戦略的なものであることについて記載すること。

[1-⑤の販路開拓事業、人材養成事業]

- 展示会の内容、販路開拓調査方法、販路開拓指導・技術指導受入方法、各研修の内容等について詳細を記載すること。
- 新分野進出等に係るものであることを明示すること。

[1-①の販路開拓事業、2-②]

- 「展示会展等への販路開拓に向けた位置づけ等が明確になっていること」に加え、展示内容、出展前後の取組みについても記載すること。
- 展示会等の内容が、特定振興産業分野又は食品関連産業分野に係るものであることを明示すること。
- グループでの申請の場合、共同で出展する理由及び単独で出展した場合と比較したメリット（期待される相乗効果等）を明確に記載すること。

## 5 成果の事業化

※ 事業化（本事業の実施結果に基づく売上の計上）の見込（時期、規模、開発商品の価格、数量、販売額等）について具体的数字によって記載し、そのための取組について記載すること。

※ 事業区分ごとの留意点

1-①は、事業化の見込、事業化への取組の他に、中小企業者、農事組合法人等にあたっては「地域産業資源活用事業計画」の認定取得までのスケジュールについて記載すること。

1-②は、事業化の見込、事業化への取組について記載すること。

1-③は、経営革新計画で定めた目標や経営計画との整合性に留意すること。

1-④は、本事業実施後、関連中小企業者の事業化を目指すものとし、事業内容に応じて事業化目標を明確に定め、事業化の見込、事業化への取組について記載すること。

（事業化目標例： ○マスコットキャラクターの開発

「目標：開発されたキャラクターを使用した商品の開発・販売にて、商店街の過半数の事業者が売上を計上する」

○オリジナルツアーの開発

「目標：翌年度より正式にツアー事業を開始し、このツアーに関わる宿泊施設A社と飲食店B社が、ツアー事業による売上を計上する」

なお、助成対象者自らが事業化を目指すことが可能であり、また事業内容からも適当である場合は、助成対象者自らの事業化を事業化目標としてもよい。

また、その他に、事業実施により見込まれる商店街・温泉街の活性化の効果、新事業の創出や事業者の経営革新を促進する効果について記載すること。

1-⑤は、事業化の見込、事業化への取組の他に、経常利益等の経営指標がどの程度向上するかについて記載すること。

2-①は、事業化の見込、事業化への取組の他に、技術力及び経常利益等の経営指標がどの程度向上するかについて記載すること。

2-②は、事業化の見込、事業化への取組について記載すること。

## 6 助成事業予算明細表

### (1) 資金調達内訳

区 分	金 額 (円)	資 金 の 調 達 先
自 己 資 金		
借 入 金		
助 成 金		
そ の 他		
助成事業に要する経費の総額		

※ グループの場合、構成員それぞれの自己資金、借入金について、欄を追加して記載すること。

※ 共同事業実施者が事業に要する資金を負担する場合は、「その他」に記載すること。

(2) 資金支出内訳 ※項目を全て網羅して頂ければ EXCEL 等で作成して頂いても結構です。

【 事業】

経費区分	内容	種別	仕様	単位	数量	単価 (円)	助成事業に要する経費 (円)	助成対象経費 (円)	助成金充当予定額 (円)	備考
(例・研究開発事業費)	(例・原材料費)									
		計								
	(例・機械装置・工具器具費)									
		計								
小計										
(例・庁費)	(例・会場借料)									
		計								
	(例・印刷製本費)									
		計								
小計										
合計										

- ※ 【 事業】は、各事業区分の「助成対象事業」を記載すること。(1-③、1-④で組合せて申請する場合は、それぞれの助成対象事業について作成すること。
- ※ 「経費区分」は、助成対象経費の「経費区分」に合わせて記載すること。
- ※ 「内容」は、助成対象経費の「内容」に合わせて記載すること。
- ※ 「種別」とは、原材料名、機械装置・工具器具名、特許名等、それぞれの品名等をいう。
- ※ 「仕様」とは、それぞれの型式、性能、構造等をいう。
- ※ 「単位」とは、それぞれの物の算出単位をいい、kg、ℓ、缶、台、件、時間、式等をいう。
- ※ 「助成事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するのに必要な経費をいい、ここでは「数量」に「単価」を乗じた金額をいう。(消費税及び地方消費税を含めないこと。)
- ※ 「助成対象経費」とは、「助成事業に要する経費」のうち、助成対象となる経費をいう。(消費税及び地方消費税を含めないこと。)
- ※ 「助成金充当予定額」とは、「助成対象経費」のうち、助成金の充当を予定する額で、その限度は「助成対象経費」に各事業区分の助成率を乗じた額となる。(千円未満の額は切捨てる。)
- ※ 「備考」には、購入予定先、グループ申請の場合は購入構成員等を記載すること。
- ※ (1)資金調達内訳の「助成金」及び「助成事業に要する経費の総額」の金額については、それぞれ、(2)資金支出内訳の「助成金充当予定額」及び「助成事業に要する経費」の合計額と一致するように記載すること。



## 《この助成事業に関する相談窓口》

### 公益財団法人栃木県産業振興センター

#### 産業振興部 ものづくり産業振興グループ（代表）

〒321-3226 宇都宮市ゆいの杜 1-5-40（とちぎ産業創造プラザ内）

TEL 028-670-2601 FAX 028-670-2611 E-mail monozukuri@tochigi-iin.or.jp

### 栃木県 産業労働観光部

#### 産業政策課 産業戦略推進室 産業戦略チーム

〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20（栃木県庁 6階）

TEL 028-623-3203 FAX 028-623-3167 E-mail sangyoshinko@pref.tochigi.lg.jp